

市内スポーツ施設 ペナルティの導入について

- 市内スポーツ施設におきましては、利用者のニーズが高く、抽選の段階から多くの申込をいただいている一方、無断キャンセルが多くかねてから課題となっていましたことから、令和8年4月1日より、公共施設予約システムにおいて、下記のペナルティを導入します

【ペナルティ内容】

- ・ 使用予定日の前日までにキャンセルをしなかった場合に、使用予定日の翌月の1日から1カ月間、当該施設（運動公園テニスコートであれば運動公園テニスコートのみ）の抽選申込を不可とします。

【ペナルティの例】

- ・ 4月20日に運動公園テニスコートの予約をしていたが、前日の4月19日までにキャンセルの手続きを行わなかった。

⇒ 5月中は運動公園テニスコートの抽選予約の申込が不可のため、8月の抽選申込は出来ません。

【予約キャンセルの方法について】

現在は利用者側で予約のキャンセルを行えるのが使用予定日の2日前までとなっておりますが、令和8年4月1日より、予約のキャンセルを使用予定日の1日前まで利用者側で行えるようになります。